

ヒアリングの実施について

1 目的

こどもに関する条例制定に向け、アンケート調査では把握が難しいこどもの意見や声が聴かれにくいこどもの意見を聴き、条例に反映する。あわせて、こどもの権利やこどもの権利条例の制定について周知啓発を図る。

※子どもの権利条約第12条「意見を表す権利」：子どもは自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じてじゅうぶんに考慮されなければならない。

2 実施概要

別添「こども等からの意見聴取の実施について」参照

3 ヒアリング内容や実施方法等について

先進自治体の事例を参考にし、各施設の職員とこどもの声を聴くためにどのような質問をすればいいか検討し決定する。

また、ヒアリング実施時には、目的やルールの説明を行い、必要に応じて導入にこどもの権利に関する絵本の読み聞かせや動画視聴等を実施する。

ヒアリング状況や条例への反映等については、後日必ずフィードバックを実施する。

4 ヒアリング内容（案）

(1) 保育所・幼稚園

- ①うれしかったときはどんな時か
- ②どんな時に嫌な気持ちになるか
- ③どうなったら嫌な気持ちにならないか。
- ④みんなが住んでいるところに、何があったらいいか 等

(2) そのほかの施設・居場所等

- ①どんな時が楽しいか
- ②どんなことに困っているか
- ③困ったときは誰に相談するか
- ④守られていないと思うこどもの権利はなにか
- ⑤どんな場所が相談しやすいか
- ⑥安心できる場所はどこか
- ⑦どんな場所があれば嬉しいか
- ⑧自分の意見を言うとき、どんな場所（環境）があれば言いやすいか
- ⑨どんな条例になってほしいか 等

5 ヒアリングの進め方

5月8日に実施した「こども・若者の意見表明・参加に関する研修会」を参考に、下記の手順で実施する。

※各施設等を利用することもに応じてよりよい実施手順を検討する。

《参考事例》フリースクール

- ①挨拶・ヒアリング目的の説明
- ②こどもの権利に関する動画の視聴
- ③こどもが安心して意見が言えるようルールの説明
- ④こどもが安心して意見が言えるようアイスブレイク
- ⑤ヒアリング
- ⑥まとめ
- ⑦相談先の紹介
- ⑧終了
- (⑨後日フィードバック)